

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正【改正概要】

1. 追加する地区計画

地区計画位置図(室牛地区)



地区計画区域図(室牛地区)



2. 条例において定める地区計画の内容

[表1] 建築物の用途の制限

本条例の建築物の用途の制限 (以下の建築物以外は建築してはならない)	地区計画策定後	従前(市街化調整区域)
(ア) 農林漁業用建物若しくは農林漁業者の居住用建築物又は公益上必要な建築物	○	○
(イ) 一戸建専用住宅(自己の居住用のもの)	○	△ (分家住宅 ○)
(ウ) 一戸建兼用(延べ面積の2分の1以上が居住用で、かつ(ケ)から(シ)までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの)	○	△
(エ) 神社、寺院、教会等	○	○
(オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等	○	△
(カ) 老人福祉センター、児童厚生施設等	○	△
(キ) 診療所又は助産所	○	△
(ク) ホテル又は旅館	○	×
(ケ) 当該地区整備計画区域の周辺の居住者の日常生活のため必要な物品加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等	○	○
(コ) 物品販売業を営む店舗又は飲食店	○	×
(サ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等	○	×
(シ) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	○	×
(ス) 集会所	○	○
(セ) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設	○	○
(ソ) (ア)から(セ)までの建築物に附属するもの	○	○

△:「主に地域住民が利用するもの」等の制限があり、府の許可を受けなければなりません。
市街化調整区域では、原則、農林水産業従事者の住宅などしか建築することができません。

[表2] 建築物のその他の制限

	地区計画策定後	従前(市街化調整区域)
容積率の最高限度	10分の20	10分の20
建ぺい率の最高限度	10分の6	10分の6
建築物の外壁等の面から敷地境界線までの最低限度	1m	なし
高さの最高限度	10m	なし